

関稅定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う關係政令の整備等に関する政令（案）参照条文

関稅法（昭和二十九年法律第六十一号）（抄）

（申告の特例）

第七条の二 貨物を輸入しようとする者であらかじめいずれかの税関長の承認を受けた者（以下「特例輸入者」という。）は、当該承認を受けた日の属する月の翌月以後、申告納稅方式が適用される貨物について、前条第二項の規定にかかわらず、当該貨物に係る課稅標準、稅額その他必要な事項を記載した申告書（以下「特例申告書」という。）を税関長に提出することによつて、同条第一項の申告を行うことができる。

2 特例申告（特例申告書の提出によつて行う前条第一項の申告をいう。以下同じ。）を行う場合は、特例申告に係る貨物（以下「特例申告貨物」という。）で輸入の許可を受けたものについて、当該許可ごとに特例申告書を作成し、当該許可の日の属する月の翌月末日までに当該特例申告貨物の輸入地を所轄する税関長に提出しなければならない。

3～5 （省 略）

6 第一項の承認を受けようとする者は、その住所又は居所及び氏名又は名称その他必要な事項を記載した申請書を税関長に提出しなければならない。

7 （省 略）

（承認の要件）

第七条の五 税関長は、第七条の二第六項（申告の特例）の規定による申請書の提出があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同条第一項の承認をしないことができる。

一 承認を受けようとする者が次のいずれかに該当するとき。

イ この法律その他の国税に関する法律の規定に違反して刑に処せられ、又はこの法律（他の国税に関する法律において準用する場合を含む。）若しくは国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）の規定により通告処分を受け、それぞれ、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日又はその通告の旨を履行した日から三年を経過していない者であるとき。

ロ イに規定する法律以外の法令の規定に違反して禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過していない者であるとき。

ハ その業務についてイ若しくはロに該当する者を役員とする法人であるとき、又はその者を代理人、使用人その他の従業者とし

て使用する者であるとき。

二 承認の申請の日前三年間において関税又は輸入貨物に係る消費税若しくは地方消費税について、第十二条の四第一項若しくは第二項（重加算税）又は国税通則法第六十八条第一項若しくは第二項（重加算税）の規定による重加算税を課されたことがある者であるとき。

ホ 承認の申請の日前三年間において関税又は輸入貨物に係る内国消費税（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第二条第一号（定義））に規定する内国消費税をいう。以下同じ。）若しくは地方消費税を滞納したことがある者であるとき。

へ 第七条の十二第一項第一号八若しくは二又は第二号（承認の取消し）の規定により第七条の二第一項の承認を取り消された日から三年を経過していない者であるとき。

二（省 略）

三 承認を受けようとする者が、特例申告貨物の輸入に関する業務について、その者（その者が法人である場合においては、その役員を含む。）又はその代理人、支配人その他の従業者がこの法律その他の法令の規定を遵守するための事項として財務省令で定める事項を規定した規則を定めていないとき。

（帳簿の備付け等）

第七条の九 特例輸入者は、政令で定めるところにより、特例申告貨物の品名、数量及び価格その他の必要な事項を記載した帳簿を備え付け、かつ、当該帳簿及び当該特例申告貨物に係る取引に関して作成し又は受領した書類その他の書類で政令で定めるもの（第七条の十一第二項（承認の失効）及び第七条の十二第一項第二号（承認の取消し）において「帳簿書類」という。）を保存しなければならない。

2（省 略）

（積荷に関する事項の報告）

第十五条の二 税関長は、前条第一項又は第七項の規定により積荷に関する事項の報告があつた場合において、この法律の実施を確保するためその内容を明瞭にする必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その入港の前に、当該積荷の荷受人その他の政令で定める者に対し、報告を求めることができる。

2（省 略）

（船舶又は航空機と陸地との交通等）

第二十四条 (省略)

2 本邦と外国との間を往来する船舶又は航空機への交通が貨物(その授受につきこの法律の規定により承認又は許可を受けた貨物及び郵便物を除く。)の授受を目的とするものであるときは、その交通は、政令で定めるところにより、税関長の許可を受け、かつ、その指定した場所を経て行わなければならない。

3 税関長は、前項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該許可をしないことができる。

一 その者がこの法律の規定に違反して刑に処せられ、又は通告処分を受け、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることなくなつた日又はその通告の旨を履行した日から三年を経ない場合

二 その者がこの法律以外の法令の規定に違反して禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることなくなつた日から二年を経ない場合

三 その者が前二号のいずれかに該当する者又はこれを役員とする法人の代理人、使用人その他の従業者である場合

4 (省略)

(輸出してはならない貨物に係る認定手続)

第六十九条の三 税関長は、この章に定めるところに従い輸出されようとする貨物のうちに前条第一項第三号又は第四号に掲げる貨物に該当する貨物があると思料するときは、政令で定めるところにより、当該貨物がこれらの号に掲げる貨物に該当するか否かを認定するための手続(以下この条から第六十九条の十までにおいて「認定手続」という。)を執らなければならない。この場合において、税関長は、政令で定めるところにより、当該貨物に係る特許権者等(特許権者、実用新案権者、意匠権者、商標権者、著作権者、著作隣接権者若しくは育成者権者又は不正競争差止請求権者(同項第四号に掲げる貨物に係る同号に規定する行為による営業上の利益の侵害について不正競争防止法第三条第一項(差止請求権)の規定により停止又は予防を請求することができる者をいう。次条から第六十九条の八までにおいて同じ。))をいう。以下この条及び次条において同じ。)及び当該貨物を輸出しようとする者に対し、当該貨物について認定手続を執る旨並びに当該貨物が前条第一項第三号又は第四号に掲げる貨物に該当するか否かについてこれらの者が証拠を提出し、及び意見を述べることができ旨その他の政令で定める事項を通知しなければならない。

2 税関長は、前項の規定による通知を行う場合には、当該貨物に係る特許権者等に対しては当該貨物を輸出しようとする者及び当該貨物の仕向人の氏名又は名称及び住所を、当該貨物を輸出しようとする者に対しては当該特許権者等の氏名又は名称及び住所を、併せて通知するものとする。

3~7 (省略)

(輸入してはならない貨物)

第六十九条の十一 次に掲げる貨物は、輸入してはならない。

一～八 (省略)

九 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権又は育成者権を侵害する物品

十 不正競争防止法第二条第一項第一号から第三号まで(定義)に掲げる行為(これらの号に掲げる不正競争の区分に応じて同法第

十九条第一項第一号から第五号まで(適用除外等)に定める行為を除く。)を組成する物品

2及び3 (省略)

(輸入してはならない貨物に係る認定手続)

第六十九条の十二 税関長は、この章に定めるところに従い輸入されようとする貨物のうちに前条第一項第九号又は第十号に掲げる貨物に該当する貨物があると思料するときは、政令で定めるところにより、当該貨物がこれらの号に掲げる貨物に該当するか否かを認定するための手続(以下この条から第六十九条の二十までにおいて「認定手続」という。)を執らなければならない。この場合において、税関長は、政令で定めるところにより、当該貨物に係る特許権者等(特許権者、実用新案権者、意匠権者、商標権者、著作権者、著作隣接権者、回路配置利用権者若しくは育成者権者又は不正競争差止請求権者(前条第一項第十号に掲げる貨物に係る同号に規定する行為による営業上の利益の侵害について不正競争防止法第三条第一項(差止請求権)の規定により停止又は予防を請求することができる者をいう。次条から第六十九条の十八までにおいて同じ。)をいう。以下この条において同じ。)及び当該貨物を輸入しようとする者に対し、当該貨物について認定手続を執る旨並びに当該貨物が前条第一項第九号又は第十号に掲げる貨物に該当するか否かについてこれらの者が証拠を提出し、及び意見を述べることができる旨その他の政令で定める事項を通知しなければならない。

2～7 (省略)

(輸入してはならない貨物に係る申立て手続等)

第六十九条の十三 特許権者、実用新案権者、意匠権者、商標権者、著作権者、著作隣接権者若しくは育成者権者又は不正競争差止請求権者は、自己の特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権若しくは育成者権又は営業上の利益を侵害すると認められる貨物に関し、政令で定めるところにより、税関長に対し、その侵害の事実を疎明するために必要な証拠を提出し、当該貨物がこの章に定めるところに従い輸入されようとする場合は当該貨物について認定手続を執るべきことを申し立てることができる。この場合において、不正競争差止請求権者は、不正競争防止法第二条第一項第一号(定義)に規定する商品等表示であつて当該不正競争差止請求権者に係るものが需要者の間に広く認識されているものであることその他の経済産業省令で定める事項について、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の意見を求め、その意見が記載された書面を税関長に提出しなければならない。

2~4 (省略)

関稅定率法(明治四十三年法律第五十四号)(抄)

(便益關稅)

第五條 關稅についての條約の特別の規定による便益を受けない国(その一部である地域を含む。以下この條、次條第一項及び第二項並びに第九條第四項において同じ。)の生産物で輸入されるものには、政令で定めるところにより、国及び貨物を指定し、当該規定による便益の限度を超えない範囲で、關稅についての便益を与えることができる。

(不当廉売關稅)

第八條 不当廉売(貨物を、輸出国における消費に向けられる当該貨物と同種の貨物の通常の商取引における價格その他これに準ずるものとして政令で定める價格(以下この條において「正常價格」という。)より低い價格で輸出のために販売することをいう。以下この條において同じ。)された貨物の輸入が本邦の産業(不当廉売された貨物と同種の貨物を生産している本邦の産業に限る。以下この條において同じ。)に實質的な損害を与え、若しくは与えるおそれがあり、又は本邦の産業の確立を實質的に妨げる事実(以下この條において「本邦の産業に与える實質的な損害等の事実」という。)がある場合において、当該本邦の産業を保護するため必要があると認められるときは、政令で定めるところにより、貨物、当該貨物の供給者又は供給国及び期間(五年以内に限る。)を指定し、当該指定された供給者又は供給国に係る当該指定された貨物(以下この條において「指定貨物」という。)で当該指定された期間内に輸入されるものにつき、別表の稅率による關稅のほか、当該貨物の正常價格と不当廉売價格との差額に相当する額(以下この條において「不当廉売差額」という。)と同額以下の關稅(以下この條において「不当廉売關稅」という。)を課することができる。

2及び3 (省略)

4 第一項に規定する本邦の産業に利害關係を有する者は、政令で定めるところにより、政府に対し、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える實質的な損害等の事実についての十分な証拠を提出し、当該貨物に対し不当廉売關稅を課することを求めることができる。

5 政府は、前項の規定による求めがあつた場合その他不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える實質的な損害等の事実についての十分な証拠がある場合において、必要があると認めるときは、これらの事実の有無につき調査を行うものとする。

6~11 (省略)

- 12 新規供給者（第一項の規定により供給国を指定して不当廉売関税が課される場合において、第五項又は第二十二項の調査の対象となる期間内に本邦に輸入された指定貨物の供給者及びこれと関係を有する者として政令で定めるもの以外の供給者をいう。以下この条において同じ。）は、政令で定めるところにより、政府に対し、当該新規供給者に係る貨物に課される第一項の規定による不当廉売関税の額が当該貨物の現実の不当廉売差額と異なることに係る貨物に課される第一項の規定による不当廉売関税の額が当該貨物の現実の不当廉売差額と異なることに係る貨物に課される第一項の規定による不当廉売関税の額が当該貨物の現実の不当廉売差額と異なることに係る貨物に課される第一項の規定による不当廉売関税の額が当該貨物に課される当該不当廉売関税を廃止し、又は廃止することを求めることができる。
- 13 政府は、前項の規定による求めがあつた場合又は新規供給者に係る貨物に課される第一項の規定による不当廉売関税の額が当該貨物の現実の不当廉売差額と異なることに係る貨物に課される第一項の規定による不当廉売関税の額が当該貨物の現実の不当廉売差額と異なることに係る貨物に課される第一項の規定による不当廉売関税の額が当該貨物に課される当該不当廉売関税を廃止し、又は廃止することを求めることができる。
- 14 20（省 略）
- 21 指定貨物の供給者若しくはその団体、輸入者若しくはその団体又は第一項に規定する本邦の産業に利害関係を有する者は、同項の規定により指定された期間の初日から一年を経過した日以後において、政令で定めるところにより、政府に対し、前項第一号又は第二号に掲げる事情の変更があることについての十分な証拠を提出し、第一項の規定により課される不当廉売関税を変更し、又は廃止することを求めることができる。
- 22 政府は、前項の規定による求めがあつた場合その他第二十項第一号又は第二号に掲げる事情の変更があることについての十分な証拠がある場合において、必要があると認めるときは、当該事情の変更の有無につき調査を行うものとする。
- 23 25（省 略）
- 26 指定貨物に係る第一項に規定する本邦の産業に利害関係を有する者は、同項の規定により指定された期間の末日の一年前の日までに、政令で定めるところにより、政府に対し、不当廉売された指定貨物の輸入及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が当該指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれがあることについての十分な証拠を提出し、当該指定された期間の延長を求めることができる。
- 27 政府は、前項の規定による求めがあつた場合その他不当廉売された指定貨物の輸入及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が第一項の規定により指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれがあることについての十分な証拠がある場合において、必要があると認めるときは、当該おそれの有無につき調査を行うものとする。
- 28 30（省 略）
- 31 第二十項から第二十四項まで及び前項（第二号を除く。）の規定は、第八項の規定により受諾された約束を変更（有効期間の変更を含む。）する場合について準用する。
- 32 36（省 略）
- 37 前各項に定めるもののほか、不当廉売関税の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(無条件免税)

第十四条 次に掲げる貨物で輸入されるものについては、政令で定めるところにより、その関税を免除する。

一、六 (省 略)

七 本邦に住所を移転するため以外の目的で本邦に入国する者がその入国の際に携帯して輸入し、又は政令で定めるところにより別送して輸入する物品のうちその個人的な使用に供するもの及び職業上必要な器具(自動車、船舶、航空機その他政令で定めるものを除く。)

八 本邦に住所を移転するため本邦に入国する者がその入国の際に輸入し、又は政令で定めるところにより別送して輸入する物品のうち当該入国者又はその家族の個人的な使用に供するもの及び職業上必要な器具(自動車、船舶、航空機その他政令で定めるものを除く。)

九、十八 (省 略)

(特定用途免税)

第十五条 左の各号に掲げる貨物で輸入され、その輸入の許可の日から二年以内に当該各号に掲げる用途以外の用途に供されないものについては、政令で定めるところにより、その関税を免除する。

一 国若しくは地方公共団体が経営する学校、博物館、物品陳列所、研究所、試験所その他これらに類する施設又は国及び地方公共団体以外の者が経営するこれらの施設のうち政令で定めるものに陳列する標本若しくは参考品又はこれらの施設において使用する学術研究用品(新規の発明に係るもの又は本邦において製作することが困難と認められるものに限り。若しくは教育用のフィルム(撮影済みのものに限る。)、スライド、レコード、テープ(録音済みのものに限る。))その他これらに類する物品

二、十 (省 略)

2 (省 略)

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令(平成七年政令第九十八号)(抄)

(米穀の貸付け)

第十六条 法第四十九条第一項の規定による米穀の貸付けは、米穀の需給事情等を勘案して必要がある場合に、次に掲げる者に対して行うことができる。

一 外国の政府その他これに準ずるものとして農林水産大臣が指定する者

- 二 前号に掲げる者に対して米穀の貸付けを行う者として農林水産大臣が指定する者
- 2 前項の貸付けの条件その他貸付けに関し必要な事項は、農林水産大臣が定める。

メキシコの特定の貨物に係る関税の緊急措置に関する政令（平成十七年政令第三十四号）

（本邦の産業）

第一条 緊急関税等に関する政令（平成六年政令第四百十七号。以下「令」という。）第一条の規定は、関税暫定措置法（以下「法」という。）第七条の九第一項に規定する本邦の産業について準用する。

（調査の開始の告示）

第二条 財務大臣は、法第七条の九第八項の調査（以下単に「調査」という。）を開始することが決定されたときは、速やかに、その旨及び次に掲げる事項を官報で告示しなければならない。

- 一 当該調査に係る貨物の品名、銘柄、型式及び特徴
- 二 当該調査を開始する年月日
- 三 当該調査の対象となる期間
- 四 当該調査の対象となる事項の概要
- 五 第四条において準用する令第四条第一項前段、第五条第一項、第六条第一項前段及び第七条第一項の規定による証拠の提出及び証言、意見の表明、情報の提供並びに証拠等、意見及び情報等の閲覧についてのそれぞれの期限
- 六 第四条において準用する令第八条第一項、第三項及び第四項の規定による証拠の提出及び証言、意見の表明並びに情報の提供についてのそれぞれの期限
- 七 その他参考となるべき事項

（調査期間の延長）

第三条 令第三条の規定は、法第七条の九第九項ただし書の規定により調査の期間を延長することが決定されたときについて準用する。

（証拠の提出等）

第四条 令第四条から第九条までの規定は、調査について準用する。この場合において、令第四条第一項前段、第五条第一項本文、第



六条第一項前段、第七条第一項本文並びに第八条第一項、第三項本文及び第四項本文中「第二条」とあるのは、「メキシコの特定の貨物に係る関税の緊急措置に関する政令第二条」と、令第四条第一項前段及び第二項前段中「法第九条第六項に規定する事実又は同条第十項に規定する事情」とあるのは、「関税暫定措置法第七条の九第八項に規定する事実」と読み替えるものとする。

(関税の緊急措置をとること等の告示)

第五条 財務大臣は、法第七条の九第一項若しくは第十項の規定による措置をとること、同条第一項の規定による措置を同条第三項の規定により延長すること又は同条第一項の規定による措置を撤回すること若しくは緩和することが決定されたときは、速やかに、その旨及び次に掲げる事項を官報で告示しなければならない。

一 法第七条の九第一項又は第十項の規定に係る貨物の品名、銘柄、型式及び特徴  
二 法第七条の九第一項、第二項又は第十項の規定により指定された期間（同条第一項の規定による措置を撤回し、又は緩和するときは、当該撤回又は緩和の期日を含む。）

三 調査により判明した事実及びこれにより得られた結論（法第七条の九第一項の規定による措置を同条第三項の規定により延長するとき又は同条第一項の規定による措置を撤回し、若しくは緩和するときを除く。）

四 法第七条の九第一項の規定による措置を同条第三項の規定により延長するときは、その理由

五 法第七条の九第一項の規定による措置を緩和したときは、その内容

六 その他参考となるべき事項

2 財務大臣は、調査の結果、法第七条の九第一項の規定による措置をとらないことが決定されたときは、速やかに、その旨及び次に掲げる事項を官報で告示しなければならない。

一 当該調査に係る貨物の品名、銘柄、型式及び特徴

二 当該調査により判明した事実及びこれにより得られた結論

三 その他参考となるべき事項

(調査に関する協議等)

第六条 法第七条の九第一項に規定する本邦の産業を所管する大臣（以下この条において「産業所管大臣」という。）は、当該産業に利害関係を有する者の求めがあることその他の事情を勘案して必要があると認めるときは、同項に規定する特定の種類の貨物に係る関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第百二条第一項第一号に掲げる事項の統計の数値（その数値に合理的と認められる調整を加えて得た数値を含む。）並びに当該貨物の国内における販売状況及び生産状況を示す数値その他調査を開始するに足りる十分な証拠の有無を判定するために必要な資料を提供した上で、財務大臣及び経済産業大臣に対し調査の開始に係る協議を行う必要がある旨を

通知するものとする。

2 前項の通知があつた場合には、財務大臣、産業所管大臣及び経済産業大臣は、同項の証拠の有無を判定した上で、調査を開始し、又は開始しないことを決定するものとする。

3 調査を開始することを決定した場合には、財務大臣、産業所管大臣及び経済産業大臣は、調査（調査の結果の取扱いを含む。）に關し常に緊密な連絡を保つとともに、これらに關する重要事項について協議の上定めるものとする。

（関税・外国為替等審議会への諮問）

第七条 財務大臣は、法第七条の九第一項、第五項、第六項若しくは第十項の規定による措置をとること、同条第一項の規定による措置を同条第三項の規定により延長すること又は同条第一項、第五項若しくは第六項の規定による措置を撤回すること若しくは緩和することが必要であると認められるときは、速やかに、関税・外国為替等審議会に諮問するものとする。ただし、同条第十項の規定による措置を直ちにとる必要があると認められる場合は、この限りでない。

2 財務大臣は、前項ただし書に規定する場合に該当して法第七条の九第十項の規定による措置がとられた場合においては、速やかに、当該措置の内容を関税・外国為替等審議会に報告しなければならない。

マレーシアの特定の貨物に係る関税の緊急措置に關する政令（平成十八年政令第百九十四号）

（本邦の産業）

第一条 緊急関税等に關する政令（平成六年政令第四百十七号。以下「令」という。）第一条の規定は、関税暫定措置法（以下「法」という。）第七条の十第一項に規定する本邦の産業について準用する。

（調査の開始の告示）

第二条 財務大臣は、法第七条の十第九項の調査（以下単に「調査」という。）を開始することが決定されたときは、速やかに、その旨及び次に掲げる事項を官報で告示しなければならない。

- 一 当該調査に係る貨物の品名、銘柄、型式及び特徴
  - 二 当該調査を開始する年月日
  - 三 当該調査の対象となる期間
  - 四 当該調査の対象となる事項の概要
- 五次条において準用する令第四条第一項前段、第五条第一項、第六条第一項前段及び第七条第一項の規定による証拠の提出及び証

- 言、意見の表明、情報の提供並びに証拠等、意見及び情報等の閲覧についてのそれぞれの期限
- 六 次条において準用する令第八条第一項、第三項及び第四項の規定による証拠の提出及び証言、意見の表明並びに情報の提供についてのそれぞれの期限
- 七 その他参考となるべき事項

(証拠の提出等)

第三条 令第四条から第九条までの規定は、調査について準用する。この場合において、令第四条第一項前段、第五条第一項本文、第六条第一項前段、第七条第一項本文並びに第八条第一項、第三項本文及び第四項本文中「第二条」とあるのは「マレーシアの特定の貨物に係る関税の緊急措置に関する政令第二条」と、令第四条第一項前段及び第二項前段中「法第九条第六項に規定する事実又は同条第十項に規定する事情」とあるのは「関税暫定措置法第七条の第十項に規定する事実」と読み替えるものとする。

(関税の緊急措置をとること等の告示)

第四条 財務大臣は、法第七条の十第一項若しくは第十一項の規定による措置をとること、同条第一項の規定による措置を同条第四項の規定により延長すること又は同条第一項の規定による措置を撤回すること若しくは緩和することが決定されたときは、速やかに、その旨及び次に掲げる事項を官報で告示しなければならない。

- 一 法第七条の十第一項又は第十一項の規定に係る貨物の品名、銘柄、型式及び特徴
  - 二 法第七条の十第一項、第二項又は第十一項の規定により指定された期間（同条第一項の規定による措置を撤回し、又は緩和するときは、当該撤回又は緩和の期日を含む。）
  - 三 調査により判明した事実及びこれにより得られた結論（法第七条の十第一項の規定による措置を同条第四項の規定により延長するとき又は同条第一項の規定による措置を撤回し、若しくは緩和するときを除く。）
  - 四 法第七条の十第一項の規定による措置を同条第四項の規定により延長するときは、その理由
  - 五 法第七条の十第一項の規定による措置を緩和したときは、その内容
  - 六 その他参考となるべき事項
- 2 財務大臣は、調査の結果、法第七条の十第一項の規定による措置をとらないことが決定されたときは、速やかに、その旨及び次に掲げる事項を官報で告示しなければならない。
- 一 当該調査に係る貨物の品名、銘柄、型式及び特徴
  - 二 当該調査により判明した事実及びこれにより得られた結論
  - 三 その他参考となるべき事項

(調査に関する協議等)

第五条 法第七条の十第一項に規定する本邦の産業を所管する大臣(以下この条において「産業所管大臣」という。)は、当該産業に利害関係を有する者の求めがあることその他の事情を勘案して必要があると認めるときは、同項に規定する特定の種類の貨物に係る関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第百二条第一項第一号に掲げる事項の統計の数値(その数値に合理的と認められる調整を加えて得た数値を含む。)並びに当該貨物の国内における販売状況及び生産状況を示す数値その他調査を開始するに足りる十分な証拠の有無を判定するために必要な資料を提供した上で、財務大臣及び経済産業大臣に対し調査の開始に係る協議を行う必要がある旨を通知するものとする。

2 前項の通知があつた場合には、財務大臣、産業所管大臣及び経済産業大臣は、同項の証拠の有無を判定した上で、調査を開始し、又は開始しないことを決定するものとする。

3 調査を開始することを決定した場合には、財務大臣、産業所管大臣及び経済産業大臣は、調査(調査の結果の取扱いを含む。)に關し常に緊密な連絡を保つとともに、これらに関する重要事項について協議の上定めるものとする。

(関税・外国為替等審議会への諮問等)

第六条 財務大臣は、法第七条の十第一項、第六項、第七項若しくは第十一項の規定による措置をとること、同条第一項の規定による措置を同条第四項の規定により延長すること又は同条第一項、第六項若しくは第七項の規定による措置を撤回すること若しくは緩和することが必要であると認められるときは、速やかに、関税・外国為替等審議会に諮問するものとする。ただし、同条第十一項の規定による措置を直ちにとる必要があると認められる場合は、この限りでない。

2 財務大臣は、前項ただし書に規定する場合に該当して法第七条の十第十一項の規定による措置がとられた場合においては、速やかに、当該措置の内容を関税・外国為替等審議会に報告しなければならない。

経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定に基づく関税割当制度に関する政令(平成十八年政令第百九十五号)

(関税割当ての方法及び基準)

第一条 関税暫定措置法(以下「法」という。)第八条の八第一項の割当て(以下「関税割当て」という。)を受けようとする者は、農林水産大臣に申請書(以下「関税割当申請書」という。)を提出しなければならない。

2 前項の関税割当申請書を提出する場合には、法第八条の八第一項に規定するマレーシアが発給する証明書を当該関税割当申請書に

添付しなければならない。

- 3 前項の証明書は、マレーシアにおいて同項の証明書の発給につき権限を有する機関が発給したものでなければならぬ。
- 4 農林水産大臣は、関税割当申請書の提出があった場合には、別表に掲げる物品について同表に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表に掲げる数量の範囲内で、第二項の証明書に基づいて、関税割当てを行うものとする。
- 5 前項の関税割当ては、当該関税割当てを行った数量を記載した証明書（以下「関税割当証明書」という。）を発給して行うものとする。
- 6 関税割当証明書の有効期間は、その交付の日からその日の属する年度の末日までとする。
- 7 前各項に規定するもののほか、関税割当申請書及び関税割当証明書の様式その他関税割当てに関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

（通関手続等）

- 2 第二条 関税割当証明書の交付を受けた者は、当該関税割当証明書に係る物品につき法第八条の八第一項の譲許の便益の適用を受けて当該物品を輸入しようとするときは、その輸入申告（特例申告（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第七条の二第二項に規定する特例申告をいう。以下この項において同じ。）に係る関税法第七条の二第一項に規定する指定貨物にあつては、特例申告。以下この項において同じ。）に際し、当該関税割当証明書を税関長に提出しなければならない。ただし、税関長は、やむを得ない理由により輸入申告の際これを提出することができないと認めるときは、相当の期間その提出を猶予することができる。
- 3 前項の輸入申告は、当該輸入申告に係る関税割当証明書の交付を受けた者の名をもつてしなければならない。
- 3 農林水産大臣は、税関長に対し、関税割当証明書に係る物品の輸入について必要な事項の報告を求めることができる。

別表（第一条関係）

品目	数		量	
	経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定の効力発生の			
	平成一九年四月一日から平成二〇年三月三十一日まで	平成二〇年四月一日から平成二一年三月三十一日まで	平成二一年四月一日から平成二二年三月三十一日まで	平成二二年四月一日から平成二三年三月三十一日まで

	<p>関税率法（明治四十三年法律第五十四号）別表第〇八〇三 ・〇〇号の一に掲げる物品</p>
<p>日（以下「 発効日」と いう。）か ら平成一九 年三月三一 日まで</p>	<p>一、〇〇〇 トンを超 えて除して 得た数量に 発効日の属 する月の翌 月（その日 が月の初日 あるときは 、その日の 属する月） から平成一 九年三月ま での月数を 乗じて得た 数量（一ト ン未満の端 数があると きは、これ を四捨五入 して得た数 量）</p>
<p>トン</p>	<p>一、〇〇〇 トン</p>
<p>トン</p>	<p>一、〇〇〇 トン</p>
<p>トン</p>	<p>一、〇〇〇 トン</p>
<p>トン</p>	<p>一、〇〇〇 トン</p>